

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成29年11月21日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8名）

委員長	伊 藤 房 代	副委員長	林 晴 道
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	林 俊 介	委員	佐久間 茂 樹
委員	木 内 欽 市	委員	景 山 岩三郎

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

副議長	向 後 悦 世	議員	米 本 弥一郎
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者（23名）

教 育 長	諸 持 耕太郎	環 境 課 長	井 上 保 巳
保険年金課長	遠 藤 茂 樹	健康管理課長	木 内 喜久子
社会福祉課長	角 田 和 夫	子育て支援課長	小 橋 静 枝
高齢者福祉課長	浪 川 恭 房	庶務課長	栗 田 茂
学校教育課長	佐 瀬 史 恵	生涯学習課長	高 安 一 範
体育振興課長	加 瀬 英 志	その他担当職員	12名

事務局職員出席者

事務局 長 大 矢 淳

事務局 次 長 花 澤 義 広

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤房代） おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様、執行部の皆様にお集まりをいただき、まことにありがとうございます。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、議長に代わり向後副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

向後副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む2議案について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で2議案でございます。

まず、予算関係が1議案で、議案第1号の平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について

てのうち所管事項と、次に条例関係が1議案で、議案第3号の旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ両議案とも可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤房代） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

3款1項2目、説明欄1の障害者福祉事務費101万1,000円ですが、平成30年4月1日に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、施設入所やグループホームを利用していた方の円滑な地域生活への移行を支援する自立生活援助や、一般就労した障害者の就労定着に向けた支援を行う就労定着支援など、新たな障害者支援サービスが創設されること、また平成30年度に障害福祉サービス等の報酬改定が予定されていることから、改正後の制度に適応するため、対象者の管理や給付支払い等を行っている電算システムの障害者福祉システムを改修するものです。

歳入についてですが、7ページのほうに戻ってください。お願いします。

13款2項2目1節社会福祉課国庫補助金50万5,000円ですが、電算システム改修の補助金

で、補助率は2分の1となっています。

以上で、第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

3款2項、事業名、地域密着型サービス拠点等整備事業の1億4,850万9,000円につきましては、関係機関との協議において、救急搬送時の動線を見直す必要が生じたため、建物の配置及び共同生活室の面積、階段・廊下の幅員等の計画変更によりまして設計業務に不測の時間を要し、工期の確保が出来ず年度内完了が困難となったため、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページ及び10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款1項2目、説明欄1の学校いきいきプラン事業で、負担金補助及び交付金として、学校いきいきプラン事業補助金へ1,100万円を補正するものでございます。

補正額の財源の内訳でございますが、全額繰入金で、ふるさと応援基金繰入金によるものでございます。

学校いきいきプラン事業追加事業として補正をお願いするものでございますが、本日お手元にお配りした資料でございますが、事業の内容を一覧として用意させていただきましたので、お願いいたします。

ふるさと応援寄附として寄附をいただいた方の、子どもたちのために必要なものをすぐに購入していただきたいとの思いを伺い、各学校と連携しまとめたものでございます。

各校への予定額は、豊畑小と第二中の2校へは各100万円で、他の18校、小・中学校へは各50万円を予定しております。

以上で、議案第1号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の補足説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤房代） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤房代） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 環境課からは、先月10月1日に「ごみ減量化と3R推進のまち」、これを宣言いたしましたので、その宣言の内容及び宣言に伴い新たに取り組む市民、事業者のごみ減量化に向けた事業についてご報告いたします。

最初に、市のごみ量について申し上げますけれども、ご承知のとおり、ごみ処理事業の広域化を控えていることもあり、ごみ総排出量を減らすことは喫緊の課題となっており、環境課としても減量化の施策を行っているところです。しかしながら、昨年平成28年度の市のごみの総排出量は、前年より236トン増えまして2万4,162トンと前年比1%増となりまして、また、一人一日当たりのごみ排出量は、ここ4年間ほどは千葉県や国の平均よりも多くなっている状況でございます。

それでは、市の宣言について、環境課資料の左上に旭市告示第131号と書かれたA4、1枚の資料をご覧ください。こちらが市のごみ減量化と3R推進のまちの宣言文となります。

宣言の内容は、一番下の段落をご覧いただきたいのですが、市や市民及び事業者が3Rの重要性を認識し、3Rを実践していくことによって、将来に向け循環型社会の形成を目指そうとするもので、そのため、ごみの減量化と3R推進のまちを宣言し、市としての意思表示をするものでございます。

3Rという言葉はご存じかと思っておりますけれども、ごみを減らして資源を有効に活用するための三つの行動を英語でリデュース、リユース、リサイクルと言い、この三つの頭文字のRをとって3Rと呼んでいます。

この宣言に関連して、新たに市民と事業者それぞれに3 Rに取り組んでいただくことを目的として、市民宣言、事業者宣言という二つの事業を実施することといたしました。カラー刷りの資料を2種類配付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

事業の対象者としましては、市民宣言が市内在住の世帯、また事業者宣言は市内の小売事業者、飲食店及び事業所等ですので、二つの事業内容には多少の違いがございますが、基本的には対象者に、お手元の用紙の中に書かれているごみの減量化や3 Rを推進するための項目に一定の期間、取り組んでいただくというものでございます。期間として、市民宣言は2か月間、事業者宣言は6か月間となっていますけれども、取り組んだ結果を自己採点していただき、所定の達成基準に到達した方に、市民宣言事業ではエコバッグなどの啓発品を差し上げます。また事業者宣言事業では、市ホームページに事業者名を掲載するほか、店舗等に掲示できるステッカーや認定書を交付いたします。詳細の説明は省略させていただきますが、いずれにしても、市民、事業者にごみ減量化と3 R推進に取り組んでいただけるよう、市として支援をしていくものでございます。

そのほかには、毎年開催しています市の環境衛生大会、広報、ホームページなどにおいての啓発、また懸垂幕や立て看板などの設置を行いまして、ごみ減量化と3 R推進のまち宣言について広く市民に周知していきます。また、一事業所として市役所においても、全ての事務事業で3 Rを徹底していき、ごみ減量化に努めていこうと考えております。

なお、この事業は、4款1項4目環境衛生費のごみの減量化推進事業として実施しておりまして、宣言事業分としては当初予算130万3,000円を見込んでおります。

環境課からは以上です。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、今年度の屋内運動場防災機能強化工事の進捗状況について申し上げます。

屋内運動場防災機能強化工事については、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に進めているところでございます。

今年度は既に古城小学校、鶴巻小学校の工事が完了しており、このほかに、中央小学校は今月末に、干潟中学校は来年2月末の工事完成を目指して順調に進捗しているところでございます。

今後も、工期内完成に向けてしっかりと工事監理に努めてまいります。

以上で庶務課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 環境課長にちょっとお尋ねしますが、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして、広域ごみ処理施設の関係の全協が先日開かれたということでございますが、知り得ている範囲内での説明をいただきたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 大変申し訳ないんですけども、情報が一つも入ってございませんで、環境課長として、担当課長として申し訳ございません。

○委員長（伊藤房代） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 藤 房 代